動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話｛（鉄電）千葉 2935・2936番
（公）043（222）7207番

93.3.16 No.3757

86・2 オ2波スト 解雇公判

加納、岩井、笹生、鶴岡、西本さんに 解雇無効の判決!!

三名の請求棄却弾劾!!

千葉地裁は、昨日、八六・二第二波スト公労法解雇公判の判決を言い渡した。

われわれは、五名の仲間の解雇無効の判決をかちとった。

勝利をかちとった五名は、次のとおりである。加納昭さん、岩井昇一さん、笹生亘さん、鶴岡直芳さん、西本泰道さん。

しかし、断じて許せないことに、三名の仲間の請求を棄却するという不当な判決も下したのである。

われわれはまた、裁判の過程で亡くなられた大須賀明男さんの無念もけっして忘れることは出来ない。大須賀さんの意志を引き継き、全員の解雇撤回まで全力で闘うものである。

八六・二ストはやむにやまれぬ正義のストだ!!

八六・二第二波ストは、やむにやまれぬ闘いであった。当時、国鉄当局は、分割・民営化に伴う一〇万人首切り攻撃のその本格的な第一歩として八六・三イ改合理化攻撃を強行しようとしていた。

とりわけ千葉においては動労千葉つぶしを唯一の目的とした業務移管の攻撃が強行されようとしていた。業務移管は、当局の側からする「効率性」すら否定するものであり、何らの整合性もない代物である。千葉の業務を旧東京三局へと七〇〇〇㎞も移管し、動労千葉組合員の担当する業務を奪っていく。これが業務移管の本質であり、動労千葉つぶしでなくてなんであろう。（業務移管が動労千葉つぶしであったことは、裁判のなかでも当局側証人の今村総務部長（当時）も認めているのである。）そして、その攻撃は未だに続いている。

また同時に、今日の車両事故多発に見られるとおり、検修合理化に反対して闘い抜かれたものであった。

こうした不当な攻撃、一〇万人にも及ぶ大量の整理解雇の本格的開始としてあった八六・三ダイ改という労働者にとって死活に関わる問題に対し、労働組合としてストを行なうことは、当たり前のことであり、何ら避難されるべきものではない。

敵意むき出しの判決!!

しかし判決は、「本件ストは違法性が極めて高い。」などと述べている。同時に、八六・二ストに至る経過に関し、当局側の団交無視・形骸化の状況も何ら認定する事無く当局の主張することを一方的に認め、われわれのやむにやまれぬストに対し、敵意をむき出しにしているのである。そして、勝利した五名についても、「責任がないわけではない。」としており、「八五・一一第一波スト公判」と全く同様の不当な認定を行なっているのである。

われわれは、改めて三名の請求棄却、不当な判決内容と徹底的に闘うために、すでに控訴闘争へと入っている清算事業団公判、八五・一一第一波スト公判とあわせ、40名全員の解雇撤回をかけて、控訴審闘争に向け全力で闘いぬくものである。

車両技術分科が才四回定期委員会を開催

二月一三日、動力車会館において車両技術分科会第四回定期委員会が開催された。定期委員会には、各検修職場の代表が集まり、JR東で今後計画されている「新検査体制の導入」や「使い捨て車両」の全社的な拡大、また、貨物において計画されている来年度「白紙ダイ改」の号劇に対し、全力で立ち向かうと同時に、乗務員分科会に次ぐ、分科会であることの自覚し、今後は一層のきめ細や組織活動を行い、車両技術分科会の組織運営、また、検修職場の要求を当局に対し、積極的にぶつけていくことを確認・決定し、今後に生かすこととした。

また、質疑応答では、「指令の指示が全くいい加減なもの。改善を要求してほしい」「ニセ『時短』の実施によって、徹夜勤務者は、年休がまともに取れなくなってしまう。年休を消化できるような要員体制が必要である」「物品税がかかるとしていて、倉庫に交換部品の在庫が足りない場合が多々ある。改善を」との意見が出された。

最後に、1992年度役員を選出し、定期委員会は成功裡に終了した。

選出された新役員

会長	斉藤常男
副会長	石渡英夫
同	田中龍美
事務長	成毛正克
書記長	渡辺敏博
同	鈴木嘉博
同	川田伸夫
執行委員	星和信
幕張	幕張
津田沼	木更津
佐倉	館山
幕張	新小岩